

株式売渡請求に関する事後開示事項

(会社法第 179 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 8 に掲げる事項)

2025 年 4 月 22 日

株式会社ギガプライズ

2025年4月22日

東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社ギガプライズ
代表取締役社長 佐藤 寿洋

株式売渡請求に関する事後開示事項
(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項)

当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるフリービット株式会社（以下「フリービット」又は「特別支配株主」といいます。）は、2025年3月27日開催の当社取締役会が承認した株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）に基づき、2025年4月22日付で、当社の株主の全員（但し、当社、フリービット及び株式会社LERZ（以下「LERZ」といい、フリービットと併せて「フリービットら」といいます。）を除きます。）（以下「本売渡株主」といいます。）が所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が本売渡株式の全部を取得した日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第1号）

2025年4月22日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第2号）

本売渡株主から特別支配株主に対し、取得日までに、会社法第179条の7第1項の規定による請求は行われませんでした。なお、新株予約権売渡請求はされておきませんので、同条第2項の規定による請求については該当事項はありません。

3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第3号）

フリービットによれば、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、会社法第179条の8第1項に基づき、本売渡株主1名から、その有する本売渡株式100株の売買価格の決定の申

立てを受けているとのことです。

4. 本株式売渡請求により特別支配株主が取得した本売渡株式の数(会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第4号)

普通株式 9,303,529株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数(会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第5号)

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額(会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第6号)

該当事項はありません。

7. その他本株式売渡請求に係る本売渡株式の取得に関する重要な事項(会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第7号)

本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)は、取得日以後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

但し、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本株式売渡対価の交付についてフリービットが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、当該本売渡株主に対し、本株式売渡対価を支払うものとします。

以上